

第1回新・京都府営水道ビジョン検討部会

【参考資料 一覧】

参考資料1：新・京都府営水道ビジョンの位置付け

参考資料2：「水道広域化推進プラン」の策定について

参考資料3：水道広域化推進プラン策定マニュアル(抜粋)

参考資料4：厚生労働省「新水道ビジョン」(平成25年3月)抜粋

参考資料5：京都府営水道アセットマネジメント検討業務について

『水道広域化推進プラン』の策定について

(平成31年1月25日付け 総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取り組を進めていくため、都道府県に対し、平成34年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

- (1) 水道広域化推進プランについて
市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、広域化の推進方針や、これに基づく当面の具体的取組の内容等を定めるもの。
- (2) 策定主体、策定体制
策定は、都道府県が行うこと。
市町村財政担当課が主たる取りまとめを行い、水道行政担当課や企業局等が参加するなど、関係部局が連携し一元的な体制を構築すること。
- (3) 策定スケジュール、公表等
平成34年度末までに策定し、公表すること。策定後も、取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定すること。
策定状況について、毎年度、調査・公表予定。

2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

以下の項目について所要の検討を行い、記載することが適当。

- (1) 水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価等)に係る項目について、人口減少や更新投資需要の増大等を反映し、現状と将来見通しを明らかにすること。
- (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
地域の実情を踏まえた広域化のパターンごとに、(1)の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、広域化の効果を明らかにすること。
- (3) 今後の広域化に係る推進方針等
(1)及び(2)に基づき、今後の広域化の推進方針並びに今後進める広域化の当面の具体的取組の内容(想定される広域化の圏域とその方策)及びそのスケジュールについて記載すること。

3. 水道広域化推進プランの策定等に当たっての留意事項

- (1) 策定のためのマニュアル
策定の参考となるマニュアルを今年度中に発出予定。
- (2) 都道府県の区域を超えた広域化の取組
都道府県の区域を超える広域化の取組については、いずれかの都道府県の水道広域化推進プランに記載すること。
- (3) 水道基盤強化計画との関係
水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画を見据え、これに先立って策定するものであり、最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定。
- (4) 都道府県水道ビジョン等との関係
水道広域化推進プランの策定に当たっては、都道府県水道ビジョンや、区域内の水道事業者が策定した経営戦略の記載内容の活用が可能。
- (5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進
水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、水道事業の広域化に取り組むことが重要。

4. 地方財政措置等

水道広域化推進プランの策定に要する経費について、「生活基盤施設耐震化等交付金」の対象とするとともに、地方負担額について、平成31年度から平成34年度までの間、普通交付税措置を講ずる。
また、水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費について、地方財政措置を講ずる。

水道広域化推進プラン策定マニュアル（抜粋）

（平成31年3月 総務省・厚生労働省）

プランに記載すべき内容

3 今後の広域化に係る推進方針等

(1) 広域化の推進方針

広域化のシミュレーションと効果の算出を踏まえて、今後どのような方針で広域化の検討を進めていくか、可能な限り記載します。

<例1>

シミュレーションの結果を踏まえ、経営統合に向けて協議を行う。

効果が一番高いのは県内一水道であるが、事業体間の調整状況等を考慮し、まず、用水供給を受水しているA市～F市の垂直・水平統合（甲・乙・丙浄水場の統廃合を含む）について検討を進める。

その間、他の地域においては、シミュレーションによって効果が確認できた丁・戊浄水場の統廃合を進める。

また、A市～O市までのマッピングシステムの共同発注について、並行して導入を図る。

<例2>

本プランのシミュレーション結果等を基に、推進する広域化のパターンについて、市町村間の協議を進める。

(2) 当面の具体的取組内容及びスケジュール

広域化の推進方針に基づき当面実施する具体的取組やスケジュールについて、必要な施設の整備内容や検討のための協議会の開催など、水道広域化推進プラン策定時において決まっていることを記載します。

特に、地方単独事業については、事業を具体的に実施する前に、事業目的や事業期間、事業費概算などを記載し、策定時において決まっている他の広域化に係る事業（国庫補助事業等）との関係性も含め、広域化推進方針に照らした事業の整合性を明らかにすることが重要です。

<例1>

浄水場の統廃合については、N+1年度を目途に関係市町村等の協議を終え、N+2年度から浄水場、配水池の統廃合や連絡管の接続を行う予定

マッピングシステムの共同発注については、N年度中に関係市町村等の協議を終え、N+1年度から共同発注を行う予定

<例2>

N年度〇月に本プランに基づく第1回の協議会を開催し、N+2年度を目途に広域化の具体的な方向性を明らかにする。

第5章 取り組みの目指すべき方向性

水道の理想像

■時代や環境の変化に対して的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道

【安全な水道】

安全

全ての国民が、いつでもどこでも、水をおいしく飲む水道

【水道サービスの持続】

持続

給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的な事業運営が可能な水道

【強靱な水道】

強靱

自然災害等による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道

50年後、100年後を見据えた水道の理想像を提示し、関係者間で認識を共有

事項 京都府営水道アセットマネジメント検討業務

予算 平成30年度 25,000千円 令和元年度 31,000千円

対象 府営水道及び受水10市町 京都府営水道事業及び宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、京田辺市、木津川市、精華町、向日市、長岡京市、大山崎町の上水道事業

業務概要

- ・府営水道と受水10市町を対象に、将来（40年後）の水需要予測と施設の更新需要を分析し、給水原価を推計（H30）
- ・コスト削減とリスクマネジメントのバランスを考慮した施設の適正配置等を検討（R1）

◆ 府営水道、受水市町を取り巻く現状と課題

- ・施設老朽化による更新需要が今後も増加
- ・40年後(2057年)の水需要は、約31%減少
- ・現状の施設規模を維持した場合の施設予備力 26% ⇒ 40年後は 49% に増大



施設規模の適正化が必要だが、更なる適正化には事業体境界を超えた検討が必要

検討結果概要

◆ 府営水道と受水市町の適正な施設規模の検討

～ コスト削減とリスクマネジメントのバランスのとれた適正な施設規模と配置のあり方の検討～

施設予備力を現行同水準となるよう合理化

リスク発生時※でも、日平均給水量を確保

※地震、浸水、土砂、濁水、電源喪失



現状 21浄水場 ⇒ 9～13 浄水場に削減可能
建設改良費（40年間）：約100億円削減可能

京都府営水道経営審議会 第2次答申（要旨抜粋）

○ 持続可能な府営水道事業の実現のための指針

- ・水需要予測やアセットマネジメント検討の結果、水需要の減少と給水原価の上昇が見込まれることが明らかになったことから、コストとリスクマネジメントのバランスがとれた府営水道と受水市町全体での適正な施設の規模や配置を検討して、具体化に向けた取組を進めることが重要。
- ・地域の水道事業を守るという共通の目的の下、水道事業関係者が広域連携・広域化に向けて真摯に議論されることを願う。